

消費者視点にたった「食品の適正表示」にむけて

日時：2014年3月29日（土）

午後1時30分～4時（開場午後1時～）

会場：登録会館2階

（京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」①番出口からすぐ、烏丸御池北東角ニチコン本社の北隣）

全国のホテル・レストランでメニューと異なる食材を提供していたことがあかるとなりました。そのなかには、成型肉にもかかわらず、和牛ステーキと偽っていた事例もあり、重大な健康被害をおこしかねないアレルギー発症リスクをふくむものでした。

食品偽装はこれまでも何度もくりかえされています。食品関連事業者は、過去の事例から何を学んできたのでしょうか。偽装防止のための法規制はどうなっていたのでしょうか。そして消費者団体は、消費者の「食の安心・安全」にかかわる願いに、どのようにかかわっていくことができるのでしょうか。昨年の臨時国会で採択された集団的消費者被害回復にかんする制度で、どのようなことが可能になるのでしょうか。いっしょに考えましょう。

【内容】

<シンポジウム>「食材偽装」問題と消費者団体の役割

◇報告：「食材偽装」にたいする法制度～JAS法／景品表示法／食品表示法など
……京都府消費生活安全センター

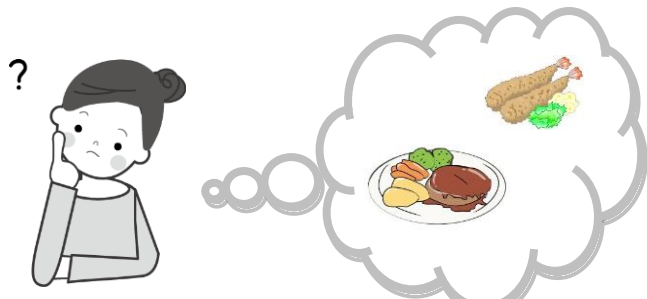
◇ディスカッション：

パネリスト：消費者庁、コンシューマーズ京都、京都消費者契約ネットワーク

- ・今回の「食材偽装」の特徴について
- ・景品表示法にもとづく対応強化の内容
- ・集団的消費者被害回復制度で「食材偽装」の損害賠償は可能になるか？
- ・食品表示法による適格消費者団体の差止請求活動の可能性は？

<適格消費者団体からの活動報告>

- ・消費者支援機構関西、京都消費者契約ネットワークより

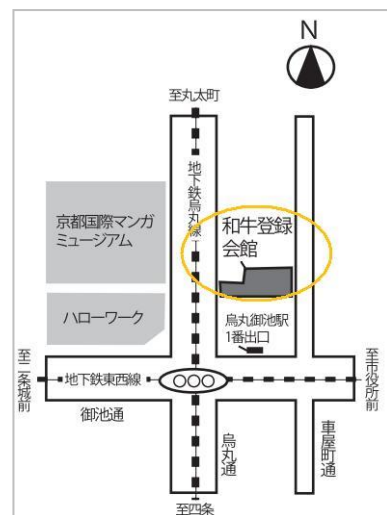


※参加申込不要。参加費無料。どなたでも参加できます。

主催●京都消費者契約ネットワーク・コンシューマーズ京都・

消費者支援機構関西・京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会

後援●京都府・京都市



先着100名様にプレゼント
あります！
お楽しみに！

お問い合わせ●内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

TEL：075-211-5920 FAX：075-251-1003 E-mail：mail@kccn.jp